

飼い主はマナーを守りましょう

# ペットは家族の一員です

最近、動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺の住民に迷惑を掛けないよう、責任を持って飼いましょ。



愛情と責任を持って飼いましょ

## 犬の登録と狂犬病予防注射

登録(一生に1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょ。

## 犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物の被害の原因となりますので、犬の放し飼いは絶対にしないでください。

## 犬の散歩は引き綱を付けて

犬を散歩させるときは短い引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行いましょ。

排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主の責任で必ず持ち帰らしましょ。

## 飼い犬が人をかんだときは

知らない犬に近づいたり、手を出したり、触れたりしないようにしましょ。

また、飼い犬が人をかんだとき(こう傷事故)は、飼い主が保健所に届け出なければなりません。

## 猫は室内で飼う

猫は室内で飼いましょ。ふん尿害など、他人への迷惑を防止でき、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

## 危険な動物の飼育は許可が必要

猿・蛇・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

また、動物が逃げ出すことのないように、施設の管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

## 捨て犬・捨て猫は禁止

動物を捨てると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により50万円以下の罰金に処されます。

捨て犬・捨て猫は保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまします。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。

どうしても犬や猫を飼えなくなったときは、まず新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てずに、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田

支所、県動物愛護センターなどへ相談してください。

## 相談・手続きの窓口

○犬の登録に関する手続き:市環境衛生課(☎20・1531)  
○こう傷事故の届け出:印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所(☎26・7231)

○犬猫の飼い主探しの相談・しつけ教室:県動物愛護センター(☎93・5711)・印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所

○ペットに関する各種相談:千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)・印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。

## 犬のしつけ方教室基礎講座

日時=6月9日(日)、7月31日(水)、8月21日(水)

午後1時~2時30分

会場=県動物愛護センター(富里市)

対象=犬の飼い方に関心のある人

定員=20組(先着順・予約制)

※くわしくは同センター(☎93-5711)へ。